

エネルギー転換の取組を支援します！

～県内事業者エネルギー転換緊急支援事業補助金～

次のような取組を支援します！

社用車や配達用車両として電気自動車（EV）を導入

業務で使用する重油ボイラー等を電気式（IHヒート等）に更新

事業所への太陽光パネルの導入と省エネ機器への更新を同時に実施

補助対象者

- 県内に事務所がある事業者や社会福祉法人、NPO法人等の法人・団体
- 県内を納税地として青色申告を行っている個人事業主（EV導入支援は、運送事業者又は旅客自動車運送事業者に限定）

※事業者ではない一般県民の方は対象外です※

補助対象

電気自動車購入

EVの購入費用。
国のCEV補助額の2/3（上限50万円）

充電設備の設置

EV充電設備機器の購入費。
1/4以内（上限100万円）

電気式設備への更新

化石燃料を使用するボイラーを電気設備に更新する際の経費。
1/2以内（上限150万円）

再エネ&省エネ設備

太陽光パネル等再エネ設備と省エネ設備の導入を同時に行う経費。
1/2以内（上限500万円）

※いずれも事業用に使用する設備等に限りです。

事業スケジュール

随時

交付申請

申請書提出の
1～2週間後

交付決定

令和5年
2月28日まで

事業の実施

令和5年
2月28日まで

実績報告

令和5年3月中

補助金支払い

補助の概要や要件等の詳細は裏面又は県庁ホームページをご参照ください。

宮崎県 県内事業者エネルギー転換緊急支援事業補助金

検索

【お問い合わせ】 宮崎県 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

電話：0985-26-7084 FAX：0985-26-7311

メール：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp